

つながらんしょネット会則

総則

[名称]

第1条 本会は「つながらんしょネット」（略称つなネット）とする。

[目的]

第2条 本会は利他の心を持って社会貢献することを目的とし、会員のタレント性を最大限活用し、有機農業やオーガニックにこだわる生産者の製品を広く紹介し、生産者と消費者の顔が見える関係づくりや人のつながりを活かした交流を深めながら生産品のファン拡大、販路先の開拓を行い地域の活性化を目指す。
また、シニア層等に経験を生かした地域貢献活動（地域デビュー）の場の提供を目指すものとする。

[活動の種類]

第3条 本会の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 会員のタレント性を活かした生產品 PR、販路開拓
- (2) 生産者と消費者等との顔が見え、地域文化の香る楽しい交流や体験
- (3) インターネットによる情報発信と消費者からの情報収集
- (4) 関係団体との連携活動
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

[会員]

第4条 本会の会員は、利他の心を持って社会貢献活動に参加を希望する者。

[入会および退会]

第5条 会員の入会、退会は次による。

- (1) 本会の入会は入会申込書を代表に提出し、運営委員会の承認を必要とする。
- (2) 退会は代表に退会届の提出によるものとする。

[役員]

第6条

- 1 役員構成及び選任は次による。
 - (1) 代表 1人
 - (2) 副代表 2人
 - (3) 運営委員 4人
 - (4) 監査委員 1人
- 2 代表、副代表、監査委員は総会で選出する。
- 3 運営委員は事業責任者、副事業責任者、ネット管理責任者、会計責任者として代表が指名して総会で承認を得るものとする。
- 4 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

[役員の仕事等]

第7条 役員の仕事は次による。

- (1) 代表は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 代表に事故あるときは、副代表が共同してその仕事を代行する。
- (3) 会の意思決定は総会で行うこととするが、急を要する場合などは代表、副代表及び運営委員において行う。その場合総会で報告するものとする。
- (4) 監査委員は本会の会計に関する監査を行い、総会に報告する。

[事務所および事務局]

第8条 本会の事務所を代表宅に置くものとする。また、本会の事業実施のため事務局を置くものとする。

[会議]

第9条 1 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
 - (2) 運営委員会
- 2 総会は定期総会を年1回開催するとともに必要に応じ代表が召集する。
- 3 総会は次の事項を行う。
- (1) 代表、副代表および監査委員の選任
 - (2) 運営委員の承認
 - (3) 事業計画・予算の決定
 - (4) 事業報告及び決算報告・監査報告の承認
 - (5) 会則の変更
 - (6) その他代表が必要と認める事項の審議
- 4 総会は会員の委任状も含めた過半数で成立し決議には出席者の過半数の同意を必要とする。
- 5 運営委員会は代表、副代表、運営委員にて構成し、必要に応じ代表が召集する。

[賛助会員]

- 第10条 1 生製品のファンとして生産者を応援することを希望する消費者、もしくは会の趣旨に賛同しその活動支援を希望する生産者は、申し込みにより賛助会員になることができる。
- 2 賛助会員には、生産者や商品の情報、収穫祭やイベントなどの交流情報を速やかに提供する。消費者で賛助会員の方々には、お試し商品を会費の範囲内で提供する。

[会費及び会計]

- 第 11 条 本会の会費は年会費 5,000 円とする。
- 2 賛助会会費は年会費 3,000 円とする。
 - 3 協賛金 つなネットの販売支援に対し、おすすめ商品の生産者が任意で行う活動への援助金。一口 3,000 円とする。
 - 4 本会の経費は、会費及び事業収入をもって充てる。
 - 5 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

- 付則
- 1 この会則は平成 25 年 1 月 13 日より効力を発する。
 - 2 平成 26 年 5 月 6 日 改正